

大学貢献手当支給基準

平成19年3月30日学長裁定
平成20年3月28日一部改正
平成22年3月29日一部改正
平成25年4月 1日一部改正
平成26年3月31日一部改正
平成26年6月30日一部改正

国立大学法人岡山大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）第19条の2（大学貢献手当）に定める大学貢献手当は、この基準により支給する。

- 1 給与規則第19条の2第1項第1号は、大学経営・運営に関する企画・立案を目的とする重要な全学的委員会（会議、ワーキング・グループ、広報アドバイザー等を含む。）の委員等で、委員会等の年間開催回数が6回以上のものとする。
- 2 前項の規定に該当する委員会等は、毎年、年度当初に前年度開催回数実績により抽出し、当該年度の開催予定の有無を確認したうえで決定するものとし、学長が別に定める。全学的委員会等の新設については、新設後一年間の開催回数見込により決定し、その新設が年度途中である場合、翌年度は当該年度開催回数見込により決定する。改廃等については、その都度決定・適用するものとする。
- 3 給与規則第19条の2第1項第1号に定める「当該委員会を所掌する部又は全学センター等に所属する教育職員」には、兼務者等は含まないこととする。ただし、給与規則第19条の2第1項第4号に定めるマッチングプログラムコース教育部長が同コースに関する委員会等の委員等になる場合を除く。
- 4 大学貢献手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - 一 給与規則第19条の2第1項第1号に掲げるもの 次表の左欄に掲げる委員会等の開催回数及び役職に応じ、同表の右欄に掲げる額

委員会等の開催回数及び役職	手当月額
年間開催回数6～9回の委員会等の委員長	4,800円
年間開催回数6～9回の委員会等の委員	3,200円
年間開催回数10回以上の委員会等の委員長	7,200円
年間開催回数10回以上の委員会等の委員	4,800円

- 二 給与規則第19条の2第1項第2号に掲げるもの 月 額 30,000円
 - 三 給与規則第19条の2第1項第3号に掲げるもの 1件当たり 1,000円
 - 四 給与規則第19条の2第1項第4号に掲げるもの 月 額 25,000円
 - 五 給与規則第19条の2第1項第5号に掲げるもの 月 額 2,000円
 - 六 給与規則第19条の2第1項第6号に掲げるもの 月 額 4,800円
- 5 この基準は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。